

令和3年(2021年)11月2日
教育政策課

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

9月 9日(木)

国が、熊本県に適用されている『まん延防止等重点措置』を9月30日まで延長することを決定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底について

- ・8月24日付け通知の対策期間を9月30日まで延長

9月 22日(水)

第35回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

国「ステージ3」(9月15日から9月21日までの1週間で、248名の新規感染者。9月21日時点の病床使用率24.7%)

国の『まん延防止等重点措置』が9月30日で解除された場合、「熊本蔓延防止宣言」に基づく対策は終了。10月1日から10月14までの期間を「医療を守る行動強化期間」とし、一部の対策を継続。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について

- ・原則通常登校(現在実施中の分散登校は延長せず、各学校の感染状況に応じて臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等を検討)
- ・学習活動については、感染リスクの低いものから徐々に実施を検討。特に感染リスクの高いものは慎重に検討。
- ・修学旅行や学校行事なども、地域や学校の感染状況等を踏まえて、実施の可否を慎重に検討。
- ・部活動については活動を再開。県外における練習試合等の交流活動は、引き続き当面禁止。公式大会は県外を含め参加可。

9月 28日(火)

国が、熊本県に適用されている『まん延防止等重点措置』を9月30日で終了することを決定

10月 13日(水)

知事定例記者会見

- ・新規感染者は直近1週間で27名、10月12日時点の病床使用率4.0%
- ・「医療を守る行動強化期間」は10月14日で終了

○県独自の「医療を守る行動強化期間」の終了に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について

- ・文科省「衛生管理マニュアル」に基づく感染対策の徹底
- ・部活動における対外活動の制限は終了

以上

教高第1022号
教特第338号
教体第895号
教文第1621号

令和3年(2021年)10月13日

各県立学校長様

教 育 長

県独自の「医療を守る行動強化期間」の終了に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、県独自の「医療を守る行動強化期間」が令和3年(2021年)10月14日(木)をもって終了されることとなりました。

つきましては、令和3年(2021年)9月22日付け教人第909号 教文第1485号 教高第901号 教特第319号 教体第810号を、令和3年(2021年)10月14日(木)をもって廃止します。

各校においては、引き続き、令和3年(2021年)6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6) 2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、感染防止に万全を期していただきますようお願いします。

特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

また、各校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、今後の感染状況により臨時休業や分散登校等が必要となる場合を想定して、引き続き、オンライン等による学習支援体制の充実に努めてください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の出席停止について

このことについて、本県では、県リスクレベルがレベル4以上の場合、登校できないこととしている。10月13日現在、県リスクレベルはレベル4の段階である。引き続き、このことについては県リスクレベルを確認の上、確実に対応すること。

2 マスクの着用について

体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸がきなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用すること。特に教員の目が届きづらい更衣室での着用について適切に指導すること。

また、教員の目が届きづらい登下校や休み時間は、地域や学校の状況に応じて「3つの密」が生じる場面を想定し適切に指導すること。

3 修学旅行や学校行事などについては、地域や学校の感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。

4 部活動の对外活動について

(1) 県内外における練習試合等（他校との交流活動を含む。）及び大会参加（公式以外の大会を含む。）については、実施可とするが、実施の際は後述の遵守事項を徹底すること。

- (2) 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施や長期日程とならない計画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。なお、実施の際は後述の遵守事項を徹底すること。
- (3) 県立中学校及び特別支援学校小中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。
- (4) 対外活動における遵守事項について
- ア 実施前から行うこと
- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域での大会参加、練習試合等及び合宿を計画する場合は、慎重に判断すること。
- (ウ) 県外における運動競技大会参加届又は練習試合（合宿等）実施届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）
- (エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。
- (オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
- イ 実施中に行うこと
- (ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- (ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
- (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。
- ウ 実施後に行うこと
- (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関する事
　　高校教育課 石村、米村、大塚、新生
　　096-333-2685
- 特別支援学校に関する事
　　特別支援教育課 前川、竹永
　　096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関する事
　　体育保健課 濱本、杉原
　　096-333-2712
- 部活動に関する事
　　体育保健課 濱本、鳴瀬
　　096-333-2712
　　文化課 後藤、村上
　　096-333-2704

<本通知のポイント>

県独自の「医療を守る行動強化期間」は終了されますが、衛生管理マニュアルの「レベル2」に基づく対応の継続及び部活動の対外活動等の対応の変更についてお知らせします。

教義第688号
教特第338号
教体第895号

令和3年(2021年)10月13日

各市町村教育長様

熊本県教育長

県独自の「医療を守る行動強化期間」の終了に伴う市町村立学校における新型コロナウィルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について(通知)

新型コロナウィルス感染症に関して、県独自の「医療を守る行動強化期間」が令和3年(2021年)10月14日(木)をもって終了されることとなりました。

つきましては、令和3年(2021年)9月22日付け教義第610号 教特第319号 教体第810号 教人第909号を、10月14日(木)をもって廃止します。

なお、感染症対策については、引き続き、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6) 2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、感染防止に万全を期していただきますよう、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

特に、各学校に対して、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握するよう指導をお願いします。併せて、感染拡大防止のために家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知をお願いします。

また、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、今後の感染状況により臨時休業や分散登校等が必要となる場合を想定して、引き続き、各学校におけるオンライン等による学習支援体制の充実に努めるよう指導をお願いします。

おって、今後の新型コロナウィルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の出席停止について

このことについて、本県では、県リスクレベルがレベル4以上の場合、登校できないこととしている。10月13日現在、県リスクレベルはレベル4の段階である。引き続き、このことについては県リスクレベルを確認の上、確実に対応すること。

2 マスクの着用について

体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用すること。特に教員の目が届きづらい更衣室での着用について適切に指導すること。

また、教員の目が届きづらい登下校や休み時間は、地域や学校の状況に応じて「3つの密」が生じる場面を想定し適切に指導すること。

3 修学旅行や学校行事などについては、地域や学校の感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に検討すること。

4 部活動の対外活動について

- (1) 熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示しているとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とするが、今般の「医療を守る行動強化期間」の終了を踏まえ、県外における練習試合等（他校との交流活動を含む。）及び大会参加（公式以外の大会を含む。）についても、実施可とする。なお、対外活動を実施する際は、(2)の遵守事項を徹底すること。
- (2) 対外活動における遵守事項について
- ア 実施前から行うこと
- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
 - (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域での大会参加、練習試合等及び合宿を計画する場合は、慎重に判断すること。
 - (ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。
 - (エ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
- イ 実施中に行うこと
- (ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
 - (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
 - (ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
 - (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。
- ウ 実施後に行うこと
- (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関する事
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関する事
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関する事
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関する事
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689